

6 評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見並びにこれらについての事業者の見解

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の件数は、表 6-1 のとおりである。

表 6-1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	0
事業段階関係区長の意見	2
合計	2

6.1 事業段階関係区長の意見と事業者の見解

事業段階関係区長である江東区長及び大田区長の意見並びにそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

6.1.1 江東区長の意見と事業者の見解

江東区長の意見	事業者の見解
<p>全般的事項</p> <p>新施設は既存施設より、処理能力は低下するが、計画処理量は増加する予定となっている。このため、工事完了後には、ごみ収集車両等が、現況よりも増加すると推察される。この点を踏まえた評価書とすること。</p>	<p>新施設の計画処理量は、既存施設の実績処理量を基に算出しており、既存施設と比べて増加する予定はありません。既存施設の搬入実績から設定した日最大台数を踏まえて予測・評価を行いました。</p>
<p>大気汚染</p> <p>P. 2 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については周辺の大気環境への影響が小さく、環境評価の指標を満足しているが、区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されている。ついては、低公害型の工事用車両の採用、教育・福祉等の公共施設及び集合住宅付近を走行する際の運行管理等、環境保全のための措置を検討し、その結果を評価書へ記載すること。</p>	<p>工事用車両の寄与率の予測結果は、道路沿道大気質予測地点において二酸化窒素が0.02～0.04%、浮遊粒子状物質が0.01%未満となっており、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考えています。しかしながら、環境への影響を最小限とするため、予測に反映しなかった措置である九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車の使用、アイドリング・ストップの励行などを実施します。また、計画地周辺の教育・福祉等の公共施設及び集合住宅の付近を走行する際の運行管理等については、制限速度の順守、安全確認の徹底を関係者に指導するなど、交通安全対策を強化します。</p>
<p>悪臭</p> <p>P. 2 工事の完了後、不燃・粗大ゴミの処理過程において発生する臭気の抑制に努めること。</p>	<p>新施設は新たに外壁を設け、外部との開口部分は必要最低限にとどめるなど、不燃・粗大ゴミの処理過程において発生する臭気の抑制に努めます。</p>

6.1 事業段階関係区長の意見と事業者の見解

江東区長の意見	事業者の見解
<p>騒音・振動</p> <p>P. 3～5 工事施工中における建設機械の稼働や工事車両の走行について、また工事完了後における施設の稼働、ごみ収集車両等の走行について、環境に及ぼす影響を適切に評価し、その結果を評価書へ記載するとともに、騒音・振動の発生抑制に努めること。</p> <p>P. 229、231 「江東区海の森」として住居表示されたことから、用途地域の指定は行われるため、それぞれ指定を見据えた表記に改めること。</p>	<p>工事の施行中及び工事の完了後における環境に及ぼす影響を適切に評価し、評価書へ記載します。また、評価書案へ記載した環境保全のための措置を講じて、騒音・振動の発生抑制に努めます。</p> <p>評価書案本編P. 229、231に記載している「今後、用途地域の指定がされる可能性がある。」という表記について、評価書において「今後、用途地域が指定される。」と記載します。</p>
<p>土壌汚染</p> <p>P. 262 計画地には、砒素及びふっ素について、自然由来の土壌汚染と地下水汚染があるとのことだが、建設工事を実施する際には、搬出土を適正に管理することにより土壌汚染の拡散防止、特に粉じん防止に留意すること。</p>	<p>建設工事を実施する際には、関係官庁と協議し、適切に対応します。</p> <p>なお、汚染土壌を搬出する場合は、運搬車両にシート掛け等を行った上で搬出するなどの適切な拡散防止措置を実施します。</p>
<p>景観</p> <p>P. 6 東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとする。東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議すること。</p>	<p>東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとします。</p> <p>また、条例等に基づき景観担当部署と十分協議を行います。</p>
<p>廃棄物</p> <p>「施設の稼働に伴い発生する廃棄物」と「工事に伴い発生する廃棄物」の再資源化率の定義が同じように見受けられる。一般廃棄物処理は建設リサイクルとは異なり、全体量のうち資源として再生利用される割合を再資源化率と定義することが一般的であるため、焼却処理は再資源化とは言い難い。したがって、「施設の稼働に伴い発生する廃棄物」における再資源化率の算出方法、もしくは再資源化率という表記を再考すること。(P 7、P297表8.6-23、P298表8.6-24、P301</p>	<p>本事業の評価書案においては、「施設の稼働に伴い発生する廃棄物」の再資源化率については法令等による明確な定義がないため、「東京都建設リサイクルガイドライン」を参考として、可燃物を清掃工場へ搬出し熱回収を行うことを再資源化と定義して再資源化率に含めて示しました。意見を踏まえて、評価書の作成の際には、「再資源化率」という表記を検討します。</p> <p>また、この焼却処理による減量化により、埋立量の削減、最終処分場の延命化に</p>

江東区長の意見	事業者の見解
<p>表8.6-27)</p> <p>環境保全に関する計画等への配慮の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P54 江東区環境基本計画（後期）の「計画の内容」を以下に改めること。 <ul style="list-style-type: none"> 誤）循環型社会の形成 正）資源循環型地域社会の形成 ・P55 江東区一般廃棄物処理基本計画の「計画の内容」について、本区の計画における具体的施策の一つとして、「適正な中間処理、最終処分の確保」を盛り込んでいるため、配慮すること。 	<p>寄与していると考えております。</p> <p>江東区環境基本計画（後期）の「計画の内容」について、指摘のとおり修正します。</p> <p>江東区一般廃棄物処理基本計画の「計画の内容」について「適正な中間処理、最終処分の確保」を追記し、配慮します。</p>
<p>温室効果ガス</p> <p>P.7（資料編P.115） 新施設の処理量あたりの温室効果ガス排出量については、0.0361 t-CO₂/tと既存施設0.0499 t-CO₂/tよりも約38%減少している。しかしながら、新施設の温室効果ガス総排出量は、6,631 t-CO₂/年と、既存施設5,977 t-CO₂/年よりも約10%増加となっている。</p> <p>このため、東京都の「ゼロエミッション東京戦略」が掲げる「2050年にCO₂排出実質ゼロ」や、江東区環境基本計画が掲げる「2030年にCO₂排出量を2013年比で37.6%削減」への貢献について、更なる排出量削減に向けた検討を行うこと。</p> <p>P.309（資料編P.115） 予測に反映しなかった措置において、「清掃一組が管理する清掃工場でごみ発電したCO₂排出係数の低い余剰電力の一部を、新施設へ送電（自己託送）して使用する。」を挙げており、温室効果ガスの削減に向けた方策としては有効であると考えます。</p> <p>このため、ごみ発電でのCO₂排出係数から温室効果ガス排出量を算出し、資料編P.115 表8.7-3に反映した上で、評価書へ記載すること。</p>	<p>資料編P.115に参考として記載した施設の温室効果ガス総排出量（6,631 t-CO₂/年）は、新施設の最大能力から算出した値であり、実際の新施設の温室効果ガス総排出量とは異なります。</p> <p>また、新施設の年間処理量についても記載していますが、こちらについても新施設の最大能力から算出した値であり、実際とは異なります。</p> <p>なお、「処理量当たりの温室効果ガス排出量」の算出のため、最大能力から算出した温室効果ガス総排出量（6,631 t-CO₂/年）等を記載しています。</p> <p>CO₂の総排出量は23区から排出されるごみ量により増減します。各区のごみ減量化・資源化の取組により、本施設での処理量が減少すれば、CO₂の総排出量も減少するものと考えています。</p> <p>なお、新施設ではCO₂発生係数の少ない廃棄物発電による余剰電力（自己託送）や、CO₂を発生しない太陽光発電、LED照明や高効率モーターなどの省エネルギー機器を有効活用することで、温室効果ガスの削減に努めます。</p> <p>自己託送については、新施設だけではなく、中防にある全ての清掃一組管理施設に供給するものとしています。そのため、特定の施設単体の自己託送使用量を算出することは難しいため、自己託送については、環境保全の措置で、「予測に反映しなかった措置」としてしています。</p>

6.1 事業段階関係区長の意見と事業者の見解

江東区長の意見	事業者の見解
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none">・工事車両について <p>速度抑制、安全確認の徹底を関係者に指導するなど、交通安全対策を強化すること。あわせて、交通渋滞や違法駐車が発生しないよう、交通対策を強化すること。</p>	<p>工事用車両については、安全確認を徹底するとともに、速度違反や違法駐車を行わないよう交通法令を遵守します。</p> <p>また、計画地周辺での待機を禁止し、計画地周辺の交通渋滞に配慮します。</p>

6.1.2 大田区長の意見と事業者の見解

大田区長の意見	事業者の見解
<p>1 大気汚染、騒音・振動</p> <p>工事中の一般車両等（動物愛護相談センター城南島出張所付近）の交通量推計は減少しているが、中央防波堤外側コンテナふ頭Y1バース、Y2バースの運用開始により、当該施設から発生する交通量を見込んだ推計を基にした評価書を提示していただきたい。</p>	<p>工事中の一般車両等台数の推計に用いた日車両台数は、現地調査結果と、「東京港第8次改訂港湾計画」に示されている令和7年の一般車両等の推計値を基に、推計を行いました。</p> <p>この「東京港第8次改訂港湾計画」では、中央防波堤外側コンテナふ頭Y1バース、Y2バースから発生する交通量を見込んだ計画となっています。</p>
<p>2 その他</p> <p>城南島や京浜島など地域の事業者、工業団体からは、東京港臨海道路など大田区臨海部の幹線道路における交通渋滞や交通渋滞をもたらす環境への悪影響が大きな問題として、地元区である大田区へ意見が寄せられている。工事の施工中は、工事に関係した苦情や要望があった場合、適切に対応していただきたい。</p> <p>また、今後、中央防波堤外側コンテナふ頭Y1バース、Y2バースの運用開始により、発生交通量の増加が予想され、一層の交通アクセスの悪化が懸念される。中防不燃・粗大ごみ処理施設の稼働後においても、ごみ収集車両等の走行に伴う地域の交通渋滞や環境について、可能な限り、ごみなどの搬出入ルート分散やごみの受け入れ時間の調整など配慮を図っていただきたい。</p>	<p>工事中は工事に関係した苦情や要望があった場合に対応できるよう、工事現場に当組合の職員が常駐する体制とします。</p> <p>また、施設内を走行するごみ収集車両については、場内で適切に誘導し、周辺道路まで渋滞するなど影響がでないように努めます。</p>